

平成 29 年 6 月 30 日（金）午後 2 時

大阪広域水道企業団

経営管理部 総務課（総務 G）

電 話 06-6944-6045（直通）

F A X 06-6944-6868

大阪広域水道企業団議会議員の選出について

大阪広域水道企業団規約第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、下記のとおり企業団議会議員が選出されますので、お知らせします。

記

1. 企業団議会議員

議員名	選出市町村	議員名	選出市町村	議員名	選出市町村
信貴 良太	堺市	野村 生代	枚方市	笹谷 勇介	東大阪市
的場 慎一		辰見 登	茨木市	松尾 武	
木畑 匡		田中 久夫	八尾市	島 弘一	四條畷市
吉川 敏文		高山 裕次	富田林市	友井 健二	交野市
ともなが 友永 修	岸和田市	野々下重夫	寝屋川市	きた 好雄	大阪狭山市
おおの 大野 妙子	豊中市	うらお 浦尾 雅文	河内長野市	ありおか 有岡 久一	阪南市
おくたに 奥谷 正実	吹田市	はびろ 羽広 政勝	松原市	ふくおか 福岡 邦彬	豊能町
たかはし 高橋 登	泉大津市	おおつか 大東 真司	大東市	どうこう 道工 晴久	岬町
なかはま 中浜 実	高槻市	なて 名手 宏樹	箕面市	てらまち 寺町 幸雄	太子町
たにくち 谷口美保子	貝塚市	ひろ 弘 豊	摂津市	りきたけ 力武 清	河南町
にしお 西尾 博道	守口市	でがわ 出川 康二	高石市	せきぐち 関口ほづみ	千早赤阪村

2. 就任日 平成 29 年 7 月 1 日

<参考>

大阪広域水道企業団規約抜粋（企業団議会議員を「企業団議員」という。）

第 5 条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、33人とする。

2 企業団議員は、構成団体の議会の議員の中から選挙する。

3 前項に規定する選挙の方法は、構成団体の長が共同して推選することによりこれを行う。

第 6 条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 企業団の議会の解散があったとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。